**『（仮称）長野市子どもの権利条例骨子案』への意見・提案用紙**

地方独立行政法人**長野市民病院中期目標(案)**への

**市民意見等の募集(パブリックコメント)**について

|  |  |
| --- | --- |
| お名前または団体名 |  |
| 年齢（該当するものに〇をつけてください。） | 18歳未満　　　　　18歳以上 |
| 住所または所在地 |  |
| 電話番号(差し支えなければご記入ください。) |  |

※上記情報は公表いたしません。

**１ はじめに**

○ 本市では、平成28年４月の長野市民病院の地方独立行政法人への移行に向けて、準備を進めています。

○ 現在は、地方独立行政法人移行後の病院運営の指針となる『中期目標』を作成しています。

○ 市民病院は、地方独立行政法人へ移行しても、公立病院としての使命と責任を果たし、より一層、市民の健康の維持･増進及び市民の福祉の向上に資する長野市民のための病院となることを目指す必要があります。

○ そこで、これからのより良い市民病院づくりのために作成している本目標(案)に対して、皆さんのご意見を募集します。

**２ 募集期間**

○ 平成27年７月10日(金)から８月10日(月)まで（当日消印有効）

**３ 閲覧場所と意見用紙の配布窓口**

◇ 医療事業課(第一庁舎２階)

◇ 行政資料コーナー(第一庁舎１階)

◇ 各支所

◇ 各診療所

◇ 市民病院(１階情報ラウンジ)

◇ 市ホームページ(意見用紙ダウンロードもできます)

**４ 意見の提出方法**

○ 所定の意見用紙に必要事項を記入の上、閲覧場所へ直接お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはＥメールで医療事業課(〒380‐8512長野市役所、FAX224･8483、![C:\Users\00047218\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\7DDSAY6Y\lgi01a201410220000[1].jpg]() iryo-ji@city.nagano.lg.jp)へ

**５ 留意事項**

※ 意見記録の正確性を期すため、電話や口頭によるご意見はお受けしません。

※ ご意見への個別の回答はしません。

※ ご意見に対する目標への反映状況などは、市ホームページなどで公表します(個人情報を除く)。

|  |
| --- |
| **※ご記入にあたって**○（仮称）長野市子どもの権利条例「骨子案本文」、または「子ども向け骨子案」をご覧の上、ご記入ください。○【該当するページと該当する項目】には、「骨子案本文」、または「子ども向け骨子案」のページ番号と項目（四角で囲まれた部分）をご記入ください。 |
| ご意見等 | 【該当するページと該当する項目】 |
| 【ご意見の内容】 |

|  |
| --- |
| 1. \\ngnfs01v\115500こども政策課$\02 子ども・子育て支援\こどもの権利条例\令和５年度以降こどもの権利条例策定検討\15 パブリックコメント\ホームページ\ホームページＱＲ\QR_725789.png締　切 令和７年６月12日(木)まで(必着)

市ホームページ1. 提出先 ［郵送］ 〒380-8512 長野市役所 こども政策課 宛て

 ［ファクス］ （０２６）２２４－７６４８ ［電子メール］ ko-seisaku@city.nagano.lg.jp ［電子申請］ ながの電子申請サービス ［持参］ こども政策課(第一庁舎２階)、行政資料コーナー(第一庁舎３階)、 各支所 |